３　政調副会長は、政調会長を補佐する。
４　政調会長は、会長が指名して総務会において選任し、県連大会に報告する。
５　政調副会長は、総務会の承認を受けて政調会長が決定する。
第２５条　政務調査会に政策の調査研究及び立案のため、次の各号に掲げる部会を設け、各部会に部会長１名及び副部会長若干名を置く。
１）総務政策部会
２）厚生部会
３）商工建設部会
４）環境農林水産部会
５）文教警察企業部会
２　部会長及び副部会長は、政調会長が決定する。
３　党所属の県議会議員は、いずれかの部会に属するものとする。
第２６条　必要があるときは、政務調査会の議を経て政調会長の管掌のもとに特別部会を設けることができる。
第２７条　政務調査会において決定した政策に関する事項は速やかに総務会に報告し、その決定を経なければならない。
第２８条　政務調査会に専門委員若干名を置くことができる。
２　専門委員は、政調会長の旨を受けて政策の調査立案を行うとともに、必要に応じて政調会長に対し意見を述べることができる。

第　２　節　選挙対策委員会

第２９条　県内における党の選挙対策を樹立するため選挙対策委員会を置く。但し、市町村長、市町村議員の選挙対策については、県連役員会が担う。
第３０条　選挙対策委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
１）衆参選挙区（比例区）支部長
２）顧問及び会長、副会長
３）幹事長及び副幹事長
４）党紀委員長
５）総務会長及び政調会長
６）組織委員長及び広報委員長
７）政務調査会各部会長
８）青年局長及び女性局長
９）支部長若干名
10）友好団体代表若干名
２　前項第９号及び第 10 号の規定によって選任されるものは、総務会の承認を経なければならない。
第３１条　選挙対策委員会に委員長１名及び副委員長若干名を置く。